

## 川崎市ホームレスショートステイ事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、集団生活や福祉制度の活用に対して拒否感が強く行政の支援につながりにくい、長期に路上等で起居するホームレスに対して、生活困窮者・ホームレス自立支援センター（以下、「センター」という。）における支援施策の内容を正しく理解させるとともに、短期間の宿泊体験の機会を提供することにより、路上生活からの脱却の契機とし、もってホームレスの自立を支援するため実施する川崎市ホームレスショートステイ事業（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語は、当該各号の定めるところによる。

- (1) ホームレス ホームレスの自立の支援に関する特別措置法(平成14年法律第105号)第2条に定める「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし日常生活を営んでいる者」をいう。
- (2) 生活困窮者・ホームレス自立支援センター 川崎市ホームレス自立支援事業実施要綱第5条に定めるホームレス自立支援施設をいう。

### (実施場所及び定員等)

第3条 本事業の実施場所等については、次のとおりとする。なお、定員については各センターの定員を超えない範囲とする。

実施場所	定員等
自立支援センター日進町	1名（原則、大部屋の利用とするが、利用者の心身の状況等により、センターの長（以下「施設長」という。）の判断で個室の利用を認める。
生活づくり支援ホーム下野毛	1名（大部屋）
要援護者等自立支援センター	1名（個室）

### (事業内容)

第4条 第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) センターにおける支援内容の説明
- (2) ベッド、寝具の貸与
- (3) 食事の支給
- (4) 衣類、下着、日用品等の支給
- (5) 入浴・洗濯設備の提供
- (6) 生活相談・健康相談、社会的・経済的自立のための相談等の実施
- (7) その他ホームレス等の自立を支援するための施策

(利用対象者)

第5条 本事業の利用対象者は、集団生活や福祉制度の活用に対して拒否感が強く行政の支援につながりにくい、長期に市内の路上等で起居するホームレスのうち、本事業の利用を希望する者とする。ただし、次の者は利用できないものとする。

- (1) 18歳未満の者
- (2) 川崎市暴力団排除条例第2条第2号及び第3号に該当する者
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める感染症の罹患及び感染拡大の恐れのある者
- (4) 酒気を帯びている者
- (5) 暴力、暴言のある者
- (6) 過去にセンターへ入所したことがある場合で、センター内又はセンター周辺の地域に対する迷惑行為等があった者
- (7) 明らかに施設における集団生活が困難と施設長が判断した者

(利用の決定)

第6条 利用の決定は前条の要件を満たす者に対し、施設長が行う。決定に際しては、巡回相談員の意見を参考とするものとする。

(利用者の費用負担)

第7条 本事業の利用に伴う費用については、原則として利用者から徴収しないものとする。

(利用期間及び利用回数の制限)

第8条 利用期間は、原則として1泊2日から3泊4日までとし、利用申込時に利用者から希望を聞きとり、施設長が必要と認める期間を決定する。再利用は可とするが、その場合は本入所を前提とし、原則、年3回までとする。

(利用の取消し)

第9条 施設長は、次の各号のいずれかに該当した場合、利用を取り消すことができるものとする。

- (1) センターで定める遵守事項に著しく違反したとき
- (2) 利用者が医療機関へ入院又は社会福祉施設等へ入所したとき
- (3) 無断未帰所等により所在不明となったとき
- (4) 第5条の各号のいずれかに該当することが判明したとき
- (5) (1)～(4)に掲げる場合のほか、施設長が利用の取消が必要と認めるとき

(秘密の保持)

第10条 センターの職員等は、正当な理由がなく、本事業の実施に際して知り得た秘密について、これを第三者に漏らしてはならない。

2 本事業を受託する事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、本事業の実施に際して知り得た秘密について第三者に漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければなら

らない。

(記録の整備)

第11条 施設長は、利用者に関する支援内容等について記録簿に記録し、利用申込書とともに保管する。

(事業実施報告)

第12条 事業者は、事業実施後1週間以内に、その結果について市長に報告するものとする。

(事業の委託)

第13条 市長は、本事業の全部又は一部について、センターの管理運営事業の委託先に委託することができるものとする。

2 前項により委託を受けた事業者が本事業を実施するにあたっては、第三者に再委託することはできないものとする。ただし、市長の事前の承諾を得た場合はこの限りでない。

(補則)

第14条 この要綱の実施に関して必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年2月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。